

議案第109号

甲府市建築基準法施行条例の一部を改正する条例制定について
甲府市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年8月31日提出

甲府市長 樋口雄一

甲府市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

甲府市建築基準法施行条例（昭和54年12月条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表中第18号の6を第18号の9とし、第18号の3から第18号の5までを3号ずつ繰り下げ、同表の第18号の2中「第60条の3第1項ただし書」を「第60条の3第2項ただし書」に改め、同号を同表の第18号の5とし、同表の第18号の次に次のように加える。

(18)の2 法第60条の2の2第1項第2号の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率又は壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率又は壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	16万円
(18)の3 法第60条の2の2第3項ただし書の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	居住環境向上用途誘導地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	16万円

<p>(18)の4 法第60条の3第1項第3号の規定に基づく特定用途誘導地区内における建築物の容積率又は建築面積に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>特定用途誘導地区内における建築物の容積率又は建築面積に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料</p>	<p>16万円</p>
<p>附 則</p>		

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、新たな事務に係る手数料を定める等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。